

七八 神道裁許状

伯州河村郡松崎町松崎大明神、小鹿谷村松上大明神、
田畑村妙見大明神三社之祠官小寺中務亟重民、恒例之

かごおりえぼしかりぎぬ

神事参勤之時、可着風折烏帽子狩衣者、
神道裁許之状如件、

(一六八九)

元禄二_己年三月二日

神祇管領長上從三位左兵衛督卜部兼連_印